

の額」という。)がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3| 前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数(内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号及び第五項において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る課税対象金額で内国法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度(以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。)において第六十六条の六第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前十年以内の各事業年度において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額(第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。))がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。)

4| 内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済金額(第六十八条の九十二第三項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下この条において同じ。))があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

5| 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第三項の規定の適用については、次の各号に

2| 内国法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済留保金額(第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下この条において同じ。))があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済留保金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

3| 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数(以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。))の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該

掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前十年内事業年度（適格合併の前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。）の課税済金額又は個別課税済金額

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済金額又は個別課税済金額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。） 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済金額又は個別課税済金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

6 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十八条の九十二第三項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の課税済金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前十年以内の各連

内国法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前十年内事業年度（適格合併の前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の前十年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。） 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。）の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

4 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十八条の九十二第三項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の課税済留保金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなされる金額及び同条第三項の規定により前十年以

結事業年度（同条第三項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

7 第一項及び第二項の規定は、課税済金額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書又は各連結事業年度同条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該課税済金額又は個別課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

8 税務署長は、第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は課税済金額若しくは個別課税済金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書等又は同項に規定する連結確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項及び第二項の規定を適用することができる。

9 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六条の八（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の八第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

内の各連結事業年度（同条第一項に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済留保金額とみなされる金額は、ないものとする。

5 第一項の規定は、課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書又は各連結事業年度同条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該課税済留保金額又は個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は課税済留保金額若しくは個別課税済留保金額その他財務省令で定める事項の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書等又は同項に規定する連結確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

7 第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九 内国法人が第六十六条の六第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入)
第六十六条の九の二 特殊関係株主等(特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。)と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び次項において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)を間接に保有する関係として政令で定める関係(次項において「特定関係」という。)(がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人(以下この項及び第七項において「外国関係法人」という。)(のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの(以下この款において「特定外国法人」という。)(が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権(剰余金の配当等(法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。)(、財産の分配その他

第六十六条の九 内国法人が第六十六条の六第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の七第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 削除

第六十六条の九の二から第六十六条の九の五まで 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)
第六十六条の九の六 特殊関係株主等(特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。)と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び次項において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)を間接に保有する関係として政令で定める関係(次項において「特定関係」という。)(がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人(以下この款において「外国関係法人」という。)(のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの(以下この款において「特定外国法人」という。)(が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配(以下この項において「剰余金の配当等」という。)(の額に関する調整を加えた金額(以下この条において「

の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。)の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「課税対象金額」という。)に相当する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

四 省略

3 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人(株式(出資を含む。))若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。))若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。))の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。))における適用対象金額の計算については、前項第三号中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業

適用対象留保金額」という。)を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権(剰余金の配当等、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。)の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「課税対象留保金額」という。))に相当する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 同上

一・二 同上

三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 同上

3 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人(株式(出資を含む。))若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。))若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。))の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。))における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業

が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一・二 省 略

57 省 略

8 特殊関係株主等である内国法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合においては、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十六条の九の五までの規定を適用する。

9 省 略

第六十六条の九の三 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。）の第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第十三項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一・二 同 上

57 同 上

8 特殊関係株主等である内国法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合においては、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十六条の九の九までの規定を適用する。

9 同 上

第六十六条の九の七 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。）以下この款において同じ。）とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同

2 特殊関係株主等である内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該個別課税対象金額は前項に規定する特定外国法人の課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の四 特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

法第六十八条の九十三の七第一項（特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外国法人の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の八 第六十六条の九の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る外国関係法人（当該特定外国法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外国法人の課税対象留保金額で第六十六条の九の六第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算

2 特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人から受ける

剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は適用しない。

3 前二項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

- 一 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額
- 二 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である内国法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年

入された金額を除く。以下この条及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付
その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

三 当該内国法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六條の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「課税済金額」という。）

4| 特殊関係株主等である内国法人が当該内国法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済金額（第六十八條の九十三の四第三項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなす。

5| 第六十六條の八第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八第五項	内国法人が適格合併	第六十六條の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法人	

2| 特殊関係株主等である内国法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済留保金額（第六十八條の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別課税済留保金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

3| 第六十六條の八第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八第三項	内国法人が適格合併	第六十六條の九の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法人	

第六十六條の八 第五項第一号	個別課税済金額		特定外国子会社等 ある被合併法人	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	第三項	課税済金額とみなす	
第六十六條の八 第五項第二号及び 第三号	特定外国子会社等	特定外国法人	人に係る特殊関係株主等である被合併法人	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六條の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の			
第六十六條の八 第六項	前項又は第六十八條の九十二第五項	第六十六條の九の二第二項	第六十六條の九の四第五項において準用する前項又は第六十八條の九十三の四第五項において準用する第六				

第六十六條の八 第三項第一号	個別課税済留保金額		人に係る特殊関係株主等である被合併法人	特定外国子会社等の第六十六條の六第二項第三号	第一項の	課税済留保金額とみなす	
第六十六條の八 第三項第二号及び 第三号	特定外国子会社等	特定外国法人	人に係る特殊関係株主等である被合併法人	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の同条第二項第四号の			
第六十六條の八 第四項	前項又は第六十八條の九十二第三項	第六十六條の九の八第三項	第六十六條の九の八第三項において準用する前項又は第六十八條の九十三の八第三項において準用する第六十八條の九十二第三項				
第六十六條の八 第一項の		第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項				

第六十六條の八 第七項	第六十六條の八 第八項	第三項の	第十八條の九十二第五項
		前項の	第六十六條の九の四第三項の
		同条第五項	同条第五項において準用する前項の
		同条第三項第二号	第六十八條の九十三の四第五項において準用する第六十八條の九十二第五項
第一項及び第二項	第一項及び第二項	第六十八條の九十三の四第三項第二号	第六十八條の九十三の四第三項第二号
第一項及び第二項	第一項及び第二項の規定の	第六十六條の九の四第一項及び第二項	第六十六條の九の四第一項及び第二項
前項	同条第五項において準用する前項		
第一項及び第二項の規定を	同条第一項及び第二項の規定を		

6| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七條第三項第三号中「(益金不算入)」とあるのは、「(益金不算入)又は租税特別措置法第六十六條の九の四(特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等)」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で

第六十六條の八 第六項	前項	第一項	同条第一項	同条第三項	前項の	の
第六十六條の八 第五項	前項	第一項	同条第一項	同条第三項	前項の	の
第六十六條の八 第六項	前項	第一項	同条第一項	同条第三項	前項の	の
第六十六條の八 第六項	前項	第一項	同条第一項	同条第三項	前項の	の

4| 第六十六條の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

定める。

7 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九の五 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十六条の九の二第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（技術研究組合の所得計算の特例）

第六十六条の十 青色申告書を提出する技術研究組合（清算中のものを除く。）が、平成二十三年三月三十一日までに技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 4 省 略

（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日

第六十六条の九の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十六条の九の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の七第一項の規定により特殊関係株主等である内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）

第六十六条の十 青色申告書を提出する鉱工業技術研究組合（清算中のものを除く。）が、平成二十一年三月三十一日までに鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 4 同 上

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成二十二年三月

から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、当該事業年度終了の時に、において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

二 公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）

三 法人税法以外の法律によつて公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの

四 人格のない社団等

2 省 略

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

三十一日までの間に終了する各事業年度（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

2 同 上

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

21.8 省 略

(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子(保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約(同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第百八十七条第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。))により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。)に係る法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 省 略

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十一 法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外国貿易法第二十一条第三項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものが、平成十年四月一日以後に、同項に規定する金融機関に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(次項において「特別国際金融取引勘定」という。))において経理されたものにつき、支払を受ける利子(債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。))については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 省 略

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。))のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の

21.8 同 上

(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子(保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約(同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第百八十七条第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。))により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。)に係る法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 同 上

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十一 法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外国貿易法第二十一条第三項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものが、平成十年四月一日以後に、同項に規定する金融機関に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(次項において「特別国際金融取引勘定」という。))において経理されたものにつき、支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 同 上

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 同 上

配当（資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 省略

ロ 次のいずれかに該当することであること。

(1) 省略

(2) その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて引き受けられたもの

(3)・(4) 省略

ハ・ニ 省略

二 次に掲げるすべての要件

イ・二 省略

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能利益の額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ・ト 省略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	省略	省略
第二十三条の二第	内国法人が外国子	内国法人（特定目的会社を除く。）

一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）のみによつて引き受けられたもの

(3)・(4) 同上

ハ・ニ 同上

二 同上

イ・二 同上

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ・ト 同上

2 同上

同上	同上	同上
----	----	----

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 項	会社	以下この項において同じ。）が外国子会社
第六十六条第二項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十九条第一項	省略	省略

第四十二条の三の二第一項の表の第一号	若しくは資本	(資産の流動化に関する法律第二十三条第三項に規定する特定目的会社(第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて「特定目的会社」という。)を除く。) 若しくは資本
第五十七条の十第一項	ものを除く	もの並びに特定目的会社を除く
第六十一条の四第一項	省略	省略
第六十二条の三第三項	省略	省略
第六十六条の八第	内国法人が	内国法人(特定目的会社を除く。

3 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	もの並びに資産の流動化に関する法律第二十三条第三項に規定する特定目的会社(第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。)を除く

一項及び第六十六 条の九の四第一項		以下この項において同じ。）が
第六十六條の十三 第一項第一号	又は資本 本	(特定目的会社を除く。)又は資 本

4 10 省 略

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七條の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第三十七條第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四條の規定により利益の配当とみなされる金額その他の政令で定める金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げるすべての要件

イ 二 省 略

ホ 当該事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の配当可能利益の額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ ト 省 略

2 省 略

3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条第十号			
省 略	省 略	省 略	省 略

4 10 同 上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七條の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第三十七條第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四條の規定により利益の配当とみなされる金額その他の政令で定める金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 同 上

二 同 上

イ 二 同 上

ホ 当該事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ ト 同 上

2 同 上

3 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第二項	省略	省略
第二十三条第二項 一 内国法人が外国子会社	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社	省略
第六十六条第二項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十七条第八項	省略	省略
第六十九条第一項	省略	省略

第四十二条の三の二 第一項の表の第一号	若しくは資本	（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第二項に規定する投資法人をいう。第六十二条の三を除き、以下第六十六条の十三までにおいて同じ。）を除く。）若しくは資本
第五十七条の十第	ものを除く	もの並びに投資法人を除く

4 同上

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

同上	同上
同上	同上

同上
同上
もの並びに投資法人（投資信託及

一 項		
第六十一条の四第 一項	省 略	省 略
第六十二条の第三 三 項	省 略	省 略
第六十六条の八第 一項及び第六十六 条の九の四第一項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。以下 この項において同じ。）が
第六十六条の十三 第一項第一号	又は資本	（投資法人を除く。）又は資本

5
10 省 略

（外国組合員に対する課税の特例）

第六十七条の十六 投資組合契約（第四十一条の二十一第二項第一号に規定する投資組合契約をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を締結している組合員である外国法人で、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するもののうち第四百一条の二十一第一項各号に掲げる要件を満たすものは、同法第四百一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更を

同 上	同 上	
同 上	同 上	
同 上	同 上	び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く

5
10 同 上

した日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいづれか早い日」とあるのは、「法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第四十一条の二十一第三項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した外国法人（前項において準用する同条第七項の規定により同項に規定する変更申告書を提出した外国法人を含む。）は、第一項の規定の適用により法人税法第百四十一条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第百三十八条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（振替国債の利子等の非課税等）

第六十七条の十七 省 略

2 省 略

3 外国法人の発行する第四十一条の十二第七項に規定する割引債（次項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（次項から第六項までにおいて「償還差益」という。）のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、法人税法第百三十八条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4 法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が支払を受ける割引債（第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項において「特定短期公社債」という。）を除く。以下この項において同じ。）の償還差益（外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）は、同条第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該

（振替国債の利子等の非課税）

第六十七条の十六 同 上

2 同 上